

公共建築物等木材利用促進法が 10 月施行されました !

5 月 26 日交付され、6 ヶ月以内の施行となっていた同法が、森林木材利用の認知の高まりに合わせ、10 月 1 日から施行されました。

これまで非木造化を志向してきた過去の考え方（既 172 号 まんが「美味しんぼ」と建築学会の論争に代表されるようなこと）を抜本的に改め、公共建築物については可能な限り木造化や、内装の木質化を図ることになります。

高さ 13M 以下、軒下 9M 以下で延床面積が 3000 m²（約 900 坪）以下の低層建築物、主には 2 階建て又は平屋の建築物であって、学校、老人ホーム、保育園、病院、図書館などの公共・準公共建築物が対象となります。

また、上記に該当しない高層建築物でも、エントランス部分、オフィス内装、オフィス家具など多くの人の目に触れる部分については積極的に木質内装化を促進することとなっています。

しかし、木材なら何でも良いということではなく、合法木材（トレイサビリティが明確なもの）や、品質基準が厳しくなることが予想されます。（JAS 認定工場しか生き残れない？）

規格に縛られない柔軟性が木材の良さと言われてきましたが、この法律で木材の規格化や製材工場の選別化が進むことも予想されます。ますます中小企業に厳しくなりそうですね。

【情報】

* 「かごしま木づかいセミナー」が開催されます

日 時	11 月 10 日(水)	13:30~16:30
場 所	サンロイヤルホテル 鹿児島市与次郎 1-8-10	
主 催	(財) 日本住宅・木材技術センター	
問合せ先	県林業振興課木材振興係 TEL099-286-3366	
講演 1.	地域材を使った家づくり	(株)安城工務店 安城 信次氏(山口県)
講演 2.	国産製材所が生き残る為には	(株)トーセン 東泉 清寿氏(栃木県)

* 「木のまち・木のいえフォーラム」の開催予定。

* 木のまち・木のいえフォーラム in 山形

日時 11 月 18 日(木) 13:30~17:00

場所 山形国際交流プラザ

* 木のまち・木のいえフォーラム in おおさか

日時 12 月 8 日(水) 13:30~17:00

場所 大阪市中央公会堂ホール

【定休日】

11 月は 3, 7, 13, 14, 21, 22, 23, 28 日となります

12 月は 5, 12, 18, 19, 26, 29, 30, 31 日となります

宜しくお願ひします。

(お問い合わせは、お客様サービス係の東野まで)

